

「指定通所介護」重要事項説明書（利用料金表）

あさくら苑デイサービスセンター

令和7年4月1日改正

◆サービス利用料金（1回あたり）【7～8時間】

（単位：介護報酬単位）

| 項目 / 介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|---------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| ① 通常規模型 通所介護費（7～8時間ご利用） | 658 | 777 | 900 | 1,023 | 1,148 |
| ② 入浴介助加算Ⅰ ※Ⅱの場合55単位 | 40 | 40 | 40 | 40 | 40 |
| ③ 中重度ケア体制加算（45単位） R7.4～なし | - | - | - | - | - |
| ④ 個別機能訓練加算Ⅰロ【実施者のみ】 | 76 | 76 | 76 | 76 | 76 |
| ⑤ サービス提供体制強化加算Ⅰ | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| ⑥ 日額単位小計 ①～⑤の合計 | 796 | 915 | 1,038 | 1,161 | 1,286 |
| ⑦ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ ⑥×9.2% | 73 | 84 | 95 | 107 | 118 |
| ⑧ 介護保険給付対象合計 ⑥+⑦ | 869 | 999 | 1,133 | 1,268 | 1,404 |
| ⑨ 地域区分換算額（円） ⑧×10.14 | ¥8,811 | ¥10,129 | ¥11,488 | ¥12,857 | ¥14,236 |
| 介護保険自己負担額（1割負担の方） | ¥882 | ¥1,013 | ¥1,149 | ¥1,286 | ¥1,424 |
| 介護保険自己負担額（2割負担の方） | ¥1,763 | ¥2,026 | ¥2,298 | ¥2,572 | ¥2,848 |
| 介護保険自己負担額（3割負担の方） | ¥2,644 | ¥3,039 | ¥3,447 | ¥3,858 | ¥4,271 |

★当事業所のサービス提供時間帯は、9:00～16:15です。（7～8時間提供事業所）

☆サービス提供時間が諸事情により短縮された場合、①基本単位は以下の通りとなります。（加算は同じです）

◆7時間未満のご利用の場合（1時間毎に基本単位が変わります）

（単位：介護報酬単位）

| 項目 / 介護度 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-------------------------|------|------|------|------|-------|
| ① 通常規模型 通所介護費（6～7時間ご利用） | 584 | 689 | 796 | 901 | 1,008 |
| ① 通常規模型 通所介護費（5～6時間ご利用） | 570 | 673 | 777 | 880 | 984 |
| ① 通常規模型 通所介護費（4～5時間ご利用） | 388 | 444 | 502 | 560 | 617 |
| ① 通常規模型 通所介護費（3～4時間ご利用） | 370 | 423 | 479 | 533 | 588 |
| ① 通常規模型 通所介護費（2～3時間ご利用） | 272 | 311 | 351 | 392 | 432 |

【上記料金の他に、日額で 昼食費600円・おやつ代100円 が喫食実績に応じて必要となります】

- ② 入浴介助加算Ⅰ：入浴を実施した場合、算定されます。（Ⅱの場合、55単位 ※下記表参照）
- ③ 中重度ケア加算：サービス提供時間を通じて専ら看護職員を配置し、看護職員・介護職員を規程数より2名以上配置され、ご利用者のうち重度者（要介護3以上の方）が30%以上である等の要件を満たす場合に算定されます。
- ④ 個別機能訓練加算Ⅰ：多職種連携にて個別に機能訓練計画を作成し、専ら機能訓練に従事する理学療法士等により実施する場合に算定。【実施者のみ】（イ：56単位…1名配置の場合、ロ：76単位…2名以上配置の場合）
- ⑤ サービス提供体制強化加算Ⅰ：介護職員のうち介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置
- ⑦ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ：介護職員の処遇改善、職場環境・研修体制・賃金形態が整備され、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置される施設で算定。所定単位（小計⑤）に9.2%を乗じた単位。（小数点以下は四捨五入）
- ⑨ 福井市の地域区分は7級地です。（1単位＝10.14円で計算、小数点以下切り捨て）

＜その他の加算＞（介護保険給付対象）

| | | | |
|---------------|----|----------------------|---|
| ※入浴介助加算 | Ⅱ | 55単位/日 | 居室を訪問し浴室環境を評価の上で、個別に入浴計画を作成、居室の環境に近い形で入浴を実施する場合。（Ⅰ・Ⅱいずれか算定） |
| 個別機能訓練加算 | Ⅱ | 20単位/月 | Ⅰに加え、厚生労働省に内容を提出しフィードバックを受けている場合算定 |
| ADL維持等加算 | | Ⅰ 30単位/月 Ⅱ 60単位/月 | 利用者のADL維持・改善の度合いが一定水準を超えた場合に算定（前年実績をもとに算定、BI利得がⅠ：1以上、Ⅱ：3以上） |
| 事業所が送迎を行わない場合 | 減算 | 片道△47単位 | 事業所が送迎を行わない場合、減算されます。 |

- ※ 昼食・おやつ（間食）のキャンセルは原則前日までにお知らせ下さい。当日8:00を過ぎた場合のキャンセルについては、費用をご負担頂きます。
- ※ 介護保険適用外の料金としてご利用者にご負担頂くことが適当なもので希望によるレクリエーション・クラブ活動の個別費用、日常生活上必要な日用品の購入代金等（おむつ代等）がご利用に応じて別途必要となる場合があります。
- ※ 送迎の通常の実施地域は、事業所から片道ほぼ10km以内の地域とします。通常の実施地域外に居住される方は、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算分」が算定されます。（所定単位に5%を乗じた単位。）

「通所型予防給付相当サービス」利用料金表

あさくら苑デイサービスセンター

令和7年4月1日改正

◆サービス利用料金（1月あたり）

（単位：介護報酬単位）

| 項目 / 介護度 | 要支援1 | 要支援2 |
|--------------------------|---------------|----------------|
| ① 福井市通所型予防給付相当サービス | 1,798 | 3,621 |
| ② サービス提供体制強化加算 I | 88 | 176 |
| ③ 月額単位小計 ①～②の合計 | 1,886 | 3,797 |
| ④ 介護職員等処遇改善加算 I ③× 9.2% | 174 | 349 |
| ⑤ 介護保険給付対象合計 ③+④ | 2,060 | 4,146 |
| ⑥ 地域区分換算額(円) ⑤× 10.14 | ¥20,888 | ¥42,040 |
| 介護保険自己負担額(1割負担の方) | ¥2,089 | ¥4,204 |
| 介護保険自己負担額(2割負担の方) | ¥4,178 | ¥8,408 |
| 介護保険自己負担額(3割負担の方) | ¥6,267 | ¥12,612 |

【上記料金の他に、日額で昼食費600円・おやつ代100円が喫食実績に応じて必要となります】

- ① 月間利用回数が既定に満たない場合は、1回あたり 要支援1：436単位、要支援2：447単位で計算。
- ② サービス提供体制強化加算 I：介護職員のうち介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
- ④ 介護職員等処遇改善加算 I：介護職員の処遇改善、職場環境・研修体制・賃金形態が整備され、経験技能のある介護職員を一定割合以上配置される施設で算定。所定単位(小計③)に9.2%を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)
- ⑥ 福井市の地域区分は7級地です。(1単位=10.14円で計算、小数点以下切り捨て)

<その他の加算>

- ・ 事業所が送迎を行わない場合は減算されます。△47単位/片道
- ※ 昼食・おやつ(間食)のキャンセルは原則前日までにお知らせ下さい。当日8:00を過ぎた場合のキャンセルについては、費用をご負担頂きます。
- ※ 介護保険適用外の料金としてご利用者にご負担頂くことが適当なもので希望によるレクリエーション・クラブ活動の個別費用、日常生活上必要な日用品の購入代金等(おむつ代等)がご利用に応じ別途必要となる場合があります。
- ※ 送迎の通常の実施地域は、事業所から片道ほぼ10km以内の地域とします。通常の実施地域外に居住される方は、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算分」が算定されます。所定単位に5%を乗じた単位。